

第1号議案 尾張都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由																																
<p>(第1号議案) 尾張都市計画道路の変更</p> <p>○3・3・2号北尾張中央道(春日井市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 線形変更 変更延長 約2,430m 幅員変更 <table border="1" data-bbox="215 674 794 1133"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前 〔交差点部〕</th> <th>変更後 〔交差点部〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道19号線 以西</td> <td>23m 〔 国道19号線 39m 国道19号線以外 23m 〕</td> <td>23.25m 〔 国道19号線 29.25m～44.25m 国道19号線以外 26.25m 〕</td> </tr> <tr> <td>国道19号線 以东</td> <td>25m 〔 国道19号線 39m 国道19号線以外 25m 〕</td> <td>25m 〔 国道19号線 27m～41m 国道19号線以外 26m 〕</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 幹線街路との平面交差箇所数の増 <table border="1" data-bbox="207 1193 794 1283"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差箇所数</td> <td>32箇所</td> <td>33箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・2・3号国道19号線(春日井市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員変更 <table border="1" data-bbox="207 1417 794 1554"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北尾張中央道 交差点部</td> <td>以南</td> <td>36m</td> <td>48m</td> </tr> <tr> <td>以北</td> <td>30m</td> <td>45.5m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 構造形式の変更 <table border="1" data-bbox="215 1648 791 1785"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北尾張中央道との 交差点部の構造形式</td> <td>地表式</td> <td>嵩上式</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 幹線街路との立体交差箇所の増 東山大泉寺線との立体交差追加 		変更前 〔交差点部〕	変更後 〔交差点部〕	国道19号線 以西	23m 〔 国道19号線 39m 国道19号線以外 23m 〕	23.25m 〔 国道19号線 29.25m～44.25m 国道19号線以外 26.25m 〕	国道19号線 以东	25m 〔 国道19号線 39m 国道19号線以外 25m 〕	25m 〔 国道19号線 27m～41m 国道19号線以外 26m 〕		変更前	変更後	交差箇所数	32箇所	33箇所			変更前	変更後	北尾張中央道 交差点部	以南	36m	48m	以北	30m	45.5m		変更前	変更後	北尾張中央道との 交差点部の構造形式	地表式	嵩上式	<p>北尾張中央道と国道 19 号線の交差点部において、春日井 IC との離隔を確保し、安全で円滑な交通処理を図るため、交差位置を変更するとともに、交差構造について国道 19 号線を高架、北尾張中央道を平面に変更するものである。また、交差位置の変更に伴い、周辺まちづくり計画と整合を図りつつ、北尾張中央道の線形を変更するものである。</p> <p>小牧春日井線については、北尾張中央道の線形変更に伴い、終点の位置を変更するとともに、周辺土地利用や事業性を考慮し、幅員を変更するものである。</p>
	変更前 〔交差点部〕	変更後 〔交差点部〕																															
国道19号線 以西	23m 〔 国道19号線 39m 国道19号線以外 23m 〕	23.25m 〔 国道19号線 29.25m～44.25m 国道19号線以外 26.25m 〕																															
国道19号線 以东	25m 〔 国道19号線 39m 国道19号線以外 25m 〕	25m 〔 国道19号線 27m～41m 国道19号線以外 26m 〕																															
	変更前	変更後																															
交差箇所数	32箇所	33箇所																															
		変更前	変更後																														
北尾張中央道 交差点部	以南	36m	48m																														
	以北	30m	45.5m																														
	変更前	変更後																															
北尾張中央道との 交差点部の構造形式	地表式	嵩上式																															

内容及び関連する事項	理 由									
<p>○3・4・34号小牧春日井線(春日井市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 終点変更 路線延伸 延長約360m ・ 線形変更 変更延長 約1,220m ・ 幅員変更 <table border="1" data-bbox="228 555 798 716"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準部</td> <td>20m</td> <td>16.5m</td> </tr> <tr> <td>交差点部</td> <td>20m</td> <td>17.5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>[参 考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3・4・237号東山大泉寺線 (春日井市決定) 新規路線の追加 延長 約1,550m 幅員 16m 		変更前	変更後	標準部	20m	16.5m	交差点部	20m	17.5m	
	変更前	変更後								
標準部	20m	16.5m								
交差点部	20m	17.5m								

第2号議案 岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																			
<p>(第2号議案)</p> <p>1 申請者 住 所 岡崎市滝町字住吉 23 番地3 氏 名 株式会社 山鈴興業 代表取締役 鈴木 幸治</p> <p>2 名 称 (仮称)山鈴興業丹坂工場</p> <p>3 位 置 岡崎市丹坂町字尾古根 16 番1他8筆</p> <p>4 敷地面積 3,438.47 m²</p> <p>5 参 考 (1)処理施設 がれき類の破碎 367.2t/日</p> <p>(2)建築物</p> <table border="1" data-bbox="244 1211 965 1653"> <thead> <tr> <th colspan="2">建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新 設</td> <td>事務所棟</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>54.58 m²</td> <td>54.00 m²</td> </tr> <tr> <td>破碎施設棟</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>98.00 m²</td> <td>98.00 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td>152.58 m²</td> <td>152.00 m²</td> </tr> </tbody> </table>	建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積	新 設	事務所棟	鉄骨造 平屋建	54.58 m ²	54.00 m ²	破碎施設棟	鉄骨造 平屋建	98.00 m ²	98.00 m ²	合 計			152.58 m ²	152.00 m ²	<p>申請者は、建築物の解体工事業を行っており、工事現場から排出される解体廃材を市内の別の敷地において選別している。</p> <p>このたび、産業廃棄物の処理及び再資源化の効率化を図るため、建設工事に伴い発生する産業廃棄物を建設資材に処理する施設を新たに計画したところ、がれき類の破碎施設の処理能力が5t/日の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積																
新 設	事務所棟	鉄骨造 平屋建	54.58 m ²	54.00 m ²																
	破碎施設棟	鉄骨造 平屋建	98.00 m ²	98.00 m ²																
合 計			152.58 m ²	152.00 m ²																